



# 消費者運動の歴史 (1970年代～1980年代)

田口 義明

Taguchi Yoshiaki

名古屋経済大学 教授・消費者問題研究所長

内閣府国民生活局長、国民生活センター理事等を歴任。名古屋市消費生活審議会会長。(公財)横浜市消費者協会評議員。編著『グローバル時代の消費者と政策』(民事法研究会)。



## 1970年代：不買・告発型運動が広がる高揚期

### (1) 不買運動：カラーテレビと再販商品に問題提起

高度経済成長が終盤を迎える1970年代は、物価問題が消費者の大きな関心事でした。そうしたなか、1970年にカラーテレビの二重価格問題が浮上しました。

当時、カラーテレビの定価は非常に高く設定されていましたが、全国地域婦人団体連絡協議会(以下、地婦連)の調査によると、実際に販売される価格は、定価に比べ平均30%近く値引きされていることが分かりました。これは、特別に割り引いたかのように装って売っているだけで、定価そのものがおかしいのではないかということで、消費者5団体\*1は連携して、カラーテレビを1年間買い控える運動を起しました。この運動は全国に広まり、翌1971年には、ついにメーカー12社による値下げが実現しました。多くの消費者団体がかかわったカラーテレビ不買運動は、大きな成果をあげて終息しました。

また、独占禁止法が禁じる再販売価格維持行為(再販)\*2については、当時、化粧品、歯磨き、洗剤など広範な日用品が指定商品として適用除外とされていました。主婦連合会(以下、主婦連)、地婦連など消費者8団体は、再販制度が競争を阻害し価格下支え機能を果たしているとして、1971年、再販商品の不買運動(再販制度廃止運動)を始めました。この運動も各地に広まり、1973年には公正取引委員会が再販制度縮小を打ち出すに至りました\*3。

### (2) 告発型運動：日本消費者連盟と日本自動車ユーザーユニオン

アメリカでは、1960年代後半に弁護士のラルフ・ネーダーが中心となり、さまざまな分野の専門家や学生も加わって、自動車の欠陥などを告発・監視する運動を展開しました。こうした告発型消費者運動は、1970年代に至りわが国にも及んできます。

1974年に設立された日本消費者連盟\*4は、大企業や政府に対して

### 消費者運動 略史

(1970年代～1980年代)

| 年              | 主な出来事  |
|----------------|--|
| 1970年<br>(昭45) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地婦連、カラーテレビの二重価格調査公表</li> <li>●消費者5団体、カラーテレビ不買運動を始める</li> <li>●通産省、公取委、カラーテレビの二重価格表示問題について業界に警告</li> <li>●日本消費者連盟創立委員会、ブリタニカ商法告発</li> </ul>                             |
| 1971年<br>(昭46) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者8団体、化粧品、洗剤など再販商品の不買運動</li> <li>●家電各社、カラーテレビ値下げ</li> <li>●主婦連、「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」に不服申立て</li> <li>●主婦連、松下ヤミ再販による損害賠償訴訟を東京高裁に起こす</li> <li>●ネズミ講「天下一家の会」問題化</li> </ul> |

\*1

地婦連、主婦連、日本生活協同組合連合会、日本婦人有権者同盟、文京区消費者の会。

\*2

メーカーなどが卸売店や小売店に対して商品の再販売価格を拘束すること。

\*3

1974年には再販禁止の適用除外とされる指定商品は、化粧品(1,000円以下)と医薬品(大衆保健薬)の2品のみとなり、さらに1997年にはすべての指定商品が取り消された。

\*4

1969年に前身の日本消費者連盟創立委員会が設立され、5年間の活動を経て1974年に正式に発足した。

次々に公開質問状(「やぶみ矢文」)を<sup>ただ</sup>発し、企業の不正や製品の欠陥などを質す告発型運動を展開するとともに、その活動状況は機関紙『消費者レポート』で広く伝えられました。1970年に設立された日本自動車ユーザーユニオンも自動車の欠陥追及に取り組みました。また、1975年に結成された「悪質商法被害者対策委員会」(会長：堺次夫)は、マルチ商法やネズミ講による被害者を結集し、<sup>たいじ</sup>集団交渉により事業者と対峙するとともに、被害防止のための立法運動に取り組みました。

### (3) 訴訟活動を通じた消費者運動

1970年代は、訴訟活動を通じて消費者運動が展開された時代でもありました。

#### ●主婦連ジュース訴訟

主婦連は、1960年代より、果汁があまり含まれていないものが「ジュース」として売られていることを問題としてきましたが、1971年にジュース表示に関する公正競争規約\*5が定められるに当たり、果汁がまったくまたはほとんど含まれていないものについては「無果汁」と表示すべきと主張して、景品表示法に基づき、公正取引委員会(以下、公取委)に不服申立てを行いました。

公取委は、消費者に不服申立ての資格はないとして、これを退けた\*6ため、主婦連は、公取委の審決取消しを求めて東京高裁に訴訟を提起しました。この訴訟は東京高裁および最高裁でも、消費者に不服申立て資格なしとして敗訴となりました\*7。しかし、この訴訟は、その後の消費者団体による訴訟への取り組みに大きな影響を与え、今日の消費者団体訴訟制度の源をなすと言ってもよいでしょう。

#### ●松下ヤミ再販訴訟と灯油訴訟

消費者利益の確保をめざす訴訟活動は、独占禁止法の分野でも行われました。前述のカラーテレビ二重価格問題の背後にはメーカーによるヤミ再販があったとして、主婦連は、1971年、独占禁止法25条に基づき、松下電器産業(株)(現在のパナソニック(株))を相手に、ヤミ再販による値上がり分の損害賠償請求訴訟を東京高裁に起こしました\*8。

また、1972年から73年にかけて大手石油元売会社による価格カルテルが行われていたことが判明したため、主婦連および生協(山形県鶴岡生協、神奈川県川崎生協)の組合員らは、1974年の秋、ヤミカルテルで不当に高い灯油を買わされたとして、石油元売会社12社および石油連盟に対し損害賠償を求める集団訴訟を提起しました。これらの訴訟は、最終的には最高裁で原告敗訴となりました\*9が、集団的な消費者被害回復のあり方に一石を投じるものとなりました。

### 消費者運動 略史

(1970年代～1980年代)

| 年              | 主な出来事  |
|----------------|--|
| 1973年<br>(昭48) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公取委、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」を指定(告示)</li> <li>●第1次オイルショック</li> <li>●各地でトイレトーパー、洗剤など物不足騒ぎ起きる</li> <li>●公取委、再販の指定品目を大幅に縮小</li> </ul> |
| 1974年<br>(昭49) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●主婦連、川崎生協、鶴岡生協、灯油ヤミカルテルによる損害賠償を求める集団提訴</li> </ul>   |
| 1975年<br>(昭50) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「悪質商法被害者対策委員会」結成</li> </ul>  |
| 1976年<br>(昭51) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者団体、塩化ビニール製食品容器の不買運動を開始</li> <li>●このころからサラ金被害が社会問題化</li> </ul>   |
| 1977年<br>(昭52) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●松下ヤミ再販訴訟で東京高裁、損害額を認定できる証拠なしとして棄却</li> </ul>  |

\*5  
景品表示法に基づき、公取委(現在は消費者庁および公取委)の認定を受けて、事業者または事業者団体が定める表示や景品に関する自主ルール。

\*6  
公取委昭和48年3月14日審決

\*7  
東京高裁昭和49年7月19日判決、最高裁昭和53年3月14日判決。なお、公取委は、昭和48年3月、主婦連の不服申立てを却下する審決を出したわずか6日後に、無果汁飲料に関する告示(「無果汁の清涼飲料水等についての表示」昭和48年3月20日)を出し、主婦連が主張したように「無果汁」表示を義務づけたので、その主張の実はとったかたちになった。

\*8  
本訴訟は、東京高裁で、ヤミ再販による価格上昇分が不明として、原告の請求は棄却された(東京高裁昭和52年9月19日判決)。

\*9  
主婦連および川崎生協の訴訟については最高裁昭和62年7月2日判決、鶴岡生協の訴訟については最高裁平成元年12月8日判決により、いずれも損害額算定上の問題等から請求が棄却された。

## 1980年代：多様化・複雑化する消費者問題への対応期

わが国の経済は、1970年代の2度にわたるオイルショックとその後の不況を乗り越え、1980年代には安定成長期を迎えます。経済社会の情報化、サービス化、国際化が進展し、消費者問題も多様化・複雑化していくなか、消費者運動は、さまざまな形態で展開されていきます。

### (1) 多重債務被害の救済と立法運動

1970年代後半から消費者金融(サラ金)による多重債務者が急増し、自殺、一家心中、夜逃げなど、いわゆるサラ金地獄が大きな社会問題になりました。多重債務被害の背景には、返済能力を超える過剰融資、高金利、暴力的な取立ての問題があり、これに取り組む弁護士、司法書士、学者等により、1978年、「全国サラ金問題対策協議会\*10」が結成されました。同協議会は、サラ金被害者から成る「全国サラ金被害者連絡協議会」と協力しつつ、サラ金規制に向けた立法運動に取り組み、1983年、貸金業規制法\*11の制定と出資法改正\*12につながりました。

### (2) 悪質商法の規制を求める立法運動

1980年代は消費者問題の幅が広がり、資産形成取引にかかわるトラブルが大きな問題として登場してきます。その典型が豊田商事事件でした。豊田商事は、1980年代前半に高齢者などに対し詐欺的な金の現物まがい商法を展開し、3万人余りの高齢者等から約200億円を集めました。同社は1985年に破綻しましたが、残された多くの被害者を救うため、破産管財人、被害者弁護団等による精力的な活動が行われました。また、被害の再発を防ぐための立法運動が行われ、1986年に現物まがい商法を規制する「特定商品等の預託等取引契約に関する法律(預託法)」が制定されました。

### (3) 専門家集団の組織化

消費者トラブルの複雑化・多様化に伴い、消費者問題にかかわる専門家の役割が高まり、1980年代後半には、専門家集団の組織化が進められました。

1987年には、各地の消費生活センターなどで働く消費生活相談員を中心とする(社)全国消費生活相談員協会(全相協)\*13が発足するとともに、翌1988年には、企業の消費者相談窓口などで活動する専門家を中心とする(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)\*14が設立されました。これらの団体は、その専門的知見を生かして、消費者相談110番や出前講座などの活動に取り組むこととなります。

〈参考文献〉

及川昭伍・田口義明『消費者事件 歴史の証言』(民事法研究会、2015年)第2章、第6章  
 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『キーワード式 消費者法事典(第2版)』(民事法研究会、2015年)XV  
 西村多嘉子・藤井千賀・森宮勝子編著『法と消費者』(慶應義塾大学出版会、2010年)第2章  
 丸山千賀子「消費者政策をめぐる消費者団体の態様の変化と今後の展開(1)」(国民生活センター『国民生活研究』第52巻第2号、2012年9月)

## 消費者運動 略史 (1970年代～1980年代)

| 年          | 主な出来事  |
|------------|--|
| 1978年(昭53) | <ul style="list-style-type: none"> <li>主婦連ジュース訴訟で最高裁、一般消費者に景表法に基づく不服申立て資格なしとして上告棄却</li> <li>全国サラ金問題対策協議会結成</li> <li>無限連鎖講防止法(ネズミ講防止法)制定</li> </ul> |
| 1979年(昭54) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2次オイルショック</li> </ul>   |
| 1983年(昭58) | <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業規制法制定、出資法の上限金利引下げ</li> </ul>   |
| 1985年(昭60) | <ul style="list-style-type: none"> <li>豊田商事の金の現物まがい商法、国会で問題化</li> </ul>  |
| 1986年(昭61) | <ul style="list-style-type: none"> <li>豊田商事事件を受けて、現物まがい商法を規制する預託法制定</li> </ul>   |
| 1987年(昭62) | <ul style="list-style-type: none"> <li>(社)全国消費生活相談員協会(全相協)設立</li> <li>主婦連および川崎生協組合員による灯油訴訟で最高裁、棄却判決</li> </ul>                                     |
| 1988年(昭63) | <ul style="list-style-type: none"> <li>(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)設立</li> </ul>  |
| 1989年(平成元) | <ul style="list-style-type: none"> <li>鶴岡生協組合員による灯油訴訟で最高裁、棄却判決</li> </ul>  |

(注)消費者庁『消費者白書』を参考に筆者作成。

\*10

1985年には「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」に、また2014年には「全国クレサラ・生活再建問題対策協議会」に改称。

\*11

2006年改正により貸金業法と改称。

\*12

刑事罰を伴う上限金利を年109.5%から73%に引下げ。

\*13

国民生活センターの消費生活相談員養成講座修了者の会として1977年に発足した後、1987年に社団法人として設立。2012年からは公益社団法人。

\*14

消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの有資格者を中心とし、1988年に社団法人として設立。2011年より公益社団法人。2015年、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会と改称。